

社会の変化と女性の変貌

昭和女子大学 副学長・女性文化研究所長

坂東 眞理子

始めに

最近昭和 30 年代が日本の原風景であり黄金時代であると懐かしまれている。高度経済成長が始まり、仕事は増え収入は毎年上がり、家庭電化製品が普及して生活は便利になっていった時期である。同時にこの時期は都会のサラリーマン核家族が増加し、性別役割分業が普及した時期でもあった。いわゆる日本型の雇用慣行のもと日本型福祉社会の枠組みが作られつつあった。

それでは現代はどのような時代であろうか。平成に入ってまもなくバブルが崩壊し、経済のグローバル化、情報化、高度化が進む中で日本の経済は長い低迷を余儀なくされた。ようやくこの3年余り経済は新しい安定成長軌道に入ったように見えるが、その中で従来の職場も、教育も家庭も大きな変貌を遂げた。日本的雇用慣行から振り落とされたり参入できなかった勤労者が増え、学校を卒業しても学力だけでなく社会常識や意欲も足りない若者も増えている。この中で女性達の意識も生き方も大きく変貌した。現実の変化と、女性の変貌に社会の対応が追いついていないところから、少子化等の問題も起こっているが、この小稿では1960年代（高度経済成長時代）と2000年代（21世紀）の2つの時期を対応して考察してみたい。

1. 高度経済成長時代

経済的背景

1956（昭和31）年の経済白書が「もはや戦後ではない」と宣言したように、戦争で壊滅

的被害をこうむった日本の経済もようやく戦前の水準を回復し、人々の暮らしも落ち着き始めた。

1960年代技術革新と設備投資によって日本のGDPは飛躍的に増加した。所得倍増計画が発表された1960年からの10年間は計画が想定した7.3%を超える年率10%を超える経済成長を記録し、一人当たり国民所得も昭和39年には633ドルまで増加し先進国の一角に達した。この間に日本の経済は工業化を進めテレビ、電気冷蔵庫、洗濯機などの家庭電化製品が普及し大量生産・大量消費が人々の暮らしを変えていった。

この中で人口は増大したが、雇用はそれ以上に伸びたので、失業率は下がり、完全雇用になった。就業者の過半数を占めていた自営業、家族就業者は減り、雇用者が増加した。これは農業就業者が急速に減少し、製造業や流通業のような第2次、3次産業就業者が増加したことを意味している。

都市部への人口集中が進むとともに世帯数が急速に増え、平均世帯人数はそれまで約5人前後を維持していたが、1960年4.54、70年3.69人と急速に減少しはじめた。都市部では核家族が増加し、夫婦に子供が2人の家庭が標準家庭と考えられるようになる。1968年の日本女性の合計特殊出生率は2.10だったが西欧諸国も当時は日本より高い2.6～2.5程度だった。

1956年には国民年金法と国民健康保険法が施行され国民皆年金、皆保険の枠組みができた。自営業者はまだ資産や家業がありそれ

を子供が継承すると考えられていたので、国民年金水準は高いものではなかった。1962年の児童扶養手当法、63年老人福祉法などが施行されたがあくまで福祉の基本は家庭すなわち主婦がになうと考えられていた。

女性の暮らし

各家庭は子供を進学させる余裕を持ち始め高校進学率は1960年の55.9%から1965年の69.6%、1970年の82.7%まで急速に伸びた。

1955年には女性の高校進学率は47.4%と男子の進学率を8%以上下回っていたが1965年には69.6%に伸び、男子との差も急速に縮まり、1969年には男子を逆転している。女性の大学・短大進学率は1960年には5.5%に過ぎなかったが1970年には17.7%に大きく増加している。しかし、その内訳をみると短大が11.2%と約6割を占め、4年制大学進学率は6.5%で、男性では4年制進学率が27.3%に達しているのに比べて低く、大学生に占める女性の割合は2割あまりに留まっていた。

女性の就業率は1950年には60%を超えていたが、60年には50.6%、70年には46.1%に低下している。就業者のうち雇用者の占める割合は60年の40.8%から70年の54.7%まで増加し、雇用者の数自体は増えているが、農業などで家族就業者として働く女性は大きく減少したので、専業主婦が増加している。1960年の夫が雇用者、妻は無職という世帯は1,114万に対し、妻は有職の共働き世帯は614万に過ぎなかった。

高度成長期の後期には完全雇用で労働力需給がタイトになる中で、主婦の再就職、パート就業を促す配偶者の所得控除などが行なわれる。企業も男性は正規雇用者として長期安定的に抱え、オンザジョブトレーニングを施し、人事異動や転勤などを繰り返して人材と

して養成を図った。給料は定期的に上昇し、職場でも責任と権限が増していく年功制は男性たちにとっても、熟練労働者を確保したい企業にも好ましい慣行だった。男性社員は景気が悪いときにも解雇されない代わりに好況時には残業をこなし、企業は社宅や家族手当、診療所などの福利厚生を整えコミュニティとしての機能も併せ持ち、従業員にとって忠誠心と愛情の対象だった。

しかし、そのような日本的雇用慣行の恩恵は臨時雇いなどの非正社員、中小企業の従業者、そして女性には及ばなかった。女性達は結婚や出産までは就業していても、出産子育ての期間は家庭に入り、その後30代後半から夫の収入を補うため就業するものも多くなるが、その多くは家庭に軸足を置いたパートなどの単純労働の不安定就業であった。女性は結婚したら退職する、25歳で退職する、出産したら退職するなどの不文律を持つ企業も多く、現実に家庭をもち子育てをしながら残業や転勤の多い働き方を続けるのは不可能に近かったので、多くの女性は早期退職した。早期退職が一因ともなって女性達は単純な仕事をすることで訓練や人材養成の対象とされることは少なかった。男女の賃金格差は大きいので男性が家計を支える家庭が大部分であった。「男性は仕事、女性は家事育児」という性別役割分担はこの時期に一般の家庭に広く普及する。60年代後半からはこうした女性の結婚退職制や若年退職制に対する訴訟が行なわれ「公序良俗に反する」とした判例は積み上げられていくが、賃金の安い若年未婚女性と中高年既婚女性が単純労働に従事するという大勢は変わらなかった。

当時は恋愛結婚が増えつつあったが見合い結婚も多く、女性達は24～25歳頃の結婚適齢期に結婚し、20代後半の未婚率は2割程度と

低かった。国民のほとんど約 95%が結婚し、離婚率は低く、日本の結婚は安定した制度として機能していた。1966 年の丙午の落ち込みをのぞいて女性の合計特殊出生率は 2.0 前後を維持し、20 代後半に 2 回出産するものが多かった。

アメリカでは女性解放運動が盛んになるが、日本に対する影響は限定的で、60 年代後半の学園運動においても性別役割分担は問題にされる事がなかった。

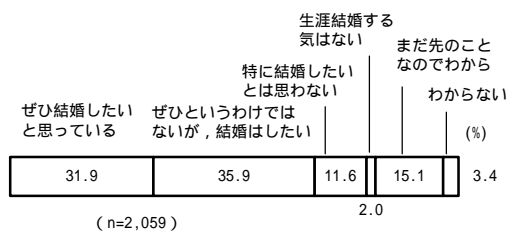
女性の意識

当時の女性の結婚や就業や家庭に関する意識を見てみよう。

1972(昭和 47)年 10 月には 18 歳以上の女性 2 万人を対象として大規模な「婦人に関する意識調査」(総理府広報室)が行なわれている(このほかにも農村女性や男性の意識調査もあわせて行なわれている)。1970 年代に入ってから行なわれた調査ではあるが高度成長期の女性の意識として見てみよう。

この調査から結婚についての意識を見ると、「ぜひ結婚したいと思っている」(31.9%)「ぜひというわけでないが、結婚はしたい」(35.9%)と言うものが女性未婚者の 68%、20 代未婚者では 80%に達している。「生涯結婚する気はない」というものは 2%に留まっている。(資料 1)

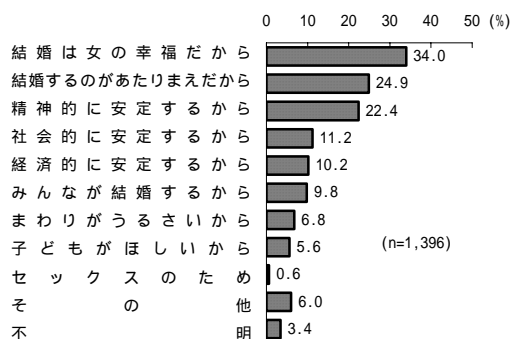
(資料 1) 結婚についての考え



その理由としては、なんとといっても「結婚は女の幸福だから」(34.0%)「結婚するのが

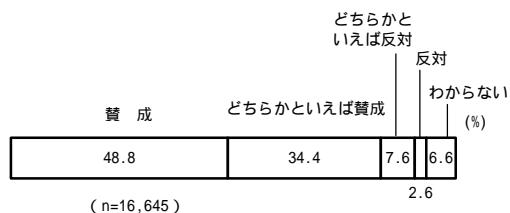
あたりまえだから」(24.9%)が多く、「みんなが結婚するから」(9.8%)という理由を挙げるものも含め結婚が社会的規範として考えられていた。「精神的に安定するから」(22.4%)「社会的に安定するから」(11.2%)「経済的に安定するから」(10.2%)などの効用を期待するものはそれよりやや少ないが、年齢が若い女性ほど結婚は「女の幸福」「あたりまえ」というものは少なく、結婚観が急速に変わっていたことが推察される。(資料 2)

(資料 2) 結婚したい理由



夫婦の役割分担に関しては「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方に「賛成」「どちらかといえば賛成」のものは男女とも 80%以上を占め、「反対」「どちらかといえば反対」というものは合計しても 10%に満たない。性別役割分担が広く受けいられていた事がよくわかる(資料 3)

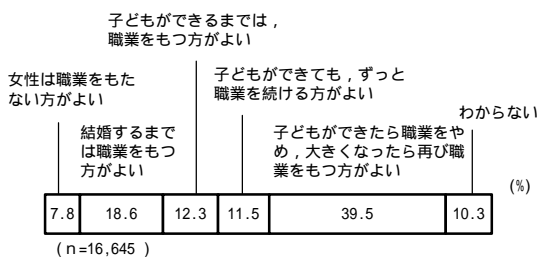
(資料 3) 「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方について



その3年後 1975 年国際婦人年に開催されたメキシコ大会で「性別役割分担は女性の能力発揮を妨げる障害」とされ、政府はその見直しに取り組む事となる。

女性のライフコースについても「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」は11.5%に過ぎないのに比べ、「子どもができるまでは、職業をもつ方がよい」12.3%、「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」というM字型就労を支持するものが 39.5%と最も多いのが注目される。(資料4)

(資料4) 女性が職業をもつことについて

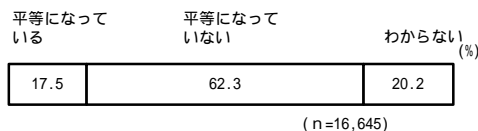


女性のほうが男性以上に家庭志向が強い。共働きの女性に対して、「夫の身の回りの世話が十分出来ているか」という質問も行なわれており、妻は夫や子供の身の回りの世話をするのが当然と考えられていた。それだけに「内助の功」を評価せよという声も強くなっていた。配偶者の遺産相続分の引き上げ、所得税における配偶者控除の創設など、この時期の女性政策は「妻の座」を強化するものであった。

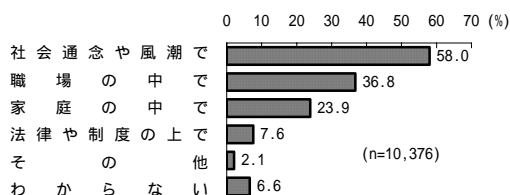
男女の地位は平等になっているというものは17.5%に過ぎず、62.3%が平等ではないと答えている。平等でない点としては「社会通念や風潮の中で」というものももっとも多く、職場では不平等があったはずだが、問題意識

がなかったためかあまり多くはあげられていない。(資料5、6)

(資料5) 男女の地位が平等になっていると思うか否か



(資料6) 平等でない点



(資料1~6)

1972(昭和47)年「婦人に関する世論調査」総理府広報室

2. 21世紀の女性

社会経済的状況

1980年代前半日本経済は未曾有の繁栄を見せ、強くなった円を背景に日本資本の海外進出も盛んで、こうした経済的繁栄をもたらした教育、政治、社会のシステムに対してもジャパンアズナンバーワンとして高く評価された。しかしその後バブル経済として資産価値のインフレを招き、その不良債権の後始末に長く日本は苦しむ事になる。1990年代から2003年ごろまでの「失われた10年(15年)」といわれる長期の経済低迷の中で、97年の金融危機を機に企業の再編が進み、多くの企業はリストラと称して中高年男性労働者を出向や解雇で整理し、新卒正社員を雇わず、安い賃金で、短期間雇用する非正社員を増やした。

一方、情報化は急速に経済や生活を変え、パソコン、携帯電話の普及率は急速に高まり、インターネットは瞬時に世界を結ぶようにな

る。製造業から情報通信業に産業の主役は移り、従来の産業も例えばコンビニや宅急便のような情報化を活用して新しいサービスを提供するようになる。グローバル化が進み、中国経済が急成長する中で日本もようやく規制改革などもあって 2003 年ごろから不良債権の重石から脱し、高付加価値の分野で競争力を取り戻しつつある。

その中でも高齢化は進み少子化は顕在化した。日本型企業社会が変わる中で 1997 年には NPO 法が成立してボランティアが社会の中で存在感を大きくしていくようになる。地球環境問題への関心が高まり、「持続できる経済」の必要性が認識され京都議定書が批准された。2000 年からは介護保険が施行され、65 歳人口が 20% を超える中で新しい社会の胎動がはじまっている。

女性の暮らし

女性の進学率は延び続け高校進学率は 97% 前後を保って男子を上回り、大学・短大進学率も 49.8% と約半数に達している。短大進学率は減少し始めて 13.0% に落ちてきているが、4 年制大学への進学率は 36.8% と男子に近づきつつあり、大学院進学も 7.2% となっている。女性の教育水準は急速に上がっているがその能力を発揮する機会はまだ十分には整備されていない。

1985 年に雇用機会均等法が成立し日本は差別撤廃条約を批准した。この法律成立直後のバブル期には女性の採用が進んだが、その後の不況の中で女性の登用は進まず、非正社員が増加した。2005 年現在女性雇用者の過半数がパート、派遣社員、契約社員等の非正社員である。国税庁「民間給与実態統計調査」（平成 16 年度）によると、1 年間を通じて勤務した給与と所得者について男女別に給与水準をみると、300 万円以下の所得者の割合が男

性では 20.0% であるのに対し、女性では 65.5% に達している。管理職は増加してきたが、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」で女性管理職を役職別にみると、係長相当職の割合が最も高く、平成 17 年は 10.4% だが、役職が上がるにつれて女性の割合は低下し、課長相当職は 5.1%、部長相当職では 2.8% と極めて低い水準に留まっている。

男性の賃金の伸び悩み、リストラなどの不安定化により女性の就業は増え、専業主婦世帯（863 万）より共働き世帯（988 万）が多くなっているが、子育て後再就職する女性の 4 分の 3 はパートなどであり、女性の賃金は男性の 67% に過ぎず男女の賃金格差はまだ大きい。その中で 97 年には雇用機会均等法が改正され、差別禁止は強化されセクハラ防止が企業の義務とされた。ポジティブアクションが奨励され、景気が回復する中で企業もようやく女性の採用登用に積極的に取り組み始めた。

また、95 年の北京会議を受けて 99 年に男女共同参画社会基本法が成立し、2001 年は内閣府に男女共同参画局が設置され、配偶者暴力防止法が成立し、女性の人権に対する意識は高まっている。また「2020 年までにあらゆる分野で女性が 30% 以上を」という女性のチャレンジ支援策も決定された。

女性の結婚・出産は大きく変貌している。60 年代には国民の 95% 以上が結婚するといわれていたが、一世代の間に未婚、非婚者の割合は倍増した。女性は 20 代後半で未婚のものが 2005 年で 59.9% と約 6 割を占め晩婚化が著しい。一方男性は非婚化がすすみ、45 歳から 49 歳で 17.3%、40 歳から 44 歳で 21.9% が未婚である。女性達がいまだに男性に稼ぎ手であることを求める中で、非正社員など不安定な職についている男性たちの結婚が難し

くなっている事が推測される。

もう一つ急激に進行しているのが少子化である。1950年代から80年代まで2.0前後で推移してきた合計特殊出生率は1989年の1.57ショック以後も下げ止らず、2003～4年、1.29に、2005年は1.25まで低下した。晩婚化、非婚化だけでなく結婚しているカップルも出産が減ってきている。

こうした少子化を食い止めるため、1991年に制定された育児休業法は95年、2004年と強化され、女性労働者が出産後1年から1年半休業、その後3歳までの短時間勤務ができるなど制度は整備され、出産した女子労働者の7割以上が育児休業を取っている。また、待機児童ゼロ作戦のような保育対策の充実も図られている。さらに2003年には次世代育成支援推進法が制定され、企業や自治体が行動計画を策定する事を義務付けている。その後も少子化対策のため様々な施策が策定されている。

女性の意識

未婚化が進む中で女性達の結婚に関する意識はどう変化してきているのだろうか。2004年に行なわれた内閣府広報室の「男女共同参画社会に関する世論調査」によれば「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考えに賛成するものが約3分の2を占め、結婚は社会規範としての強制力を急激に弱めている。

このように結婚に関する意識は大きく変わり、恋愛結婚が主流となり、未婚・非婚が増えるなど行動面でも大きく変化している。(資料7)

一方、性別役割分担に関しては意識はかなり変わったが行動は大きくは変わっていない。

内閣府広報室の2004年の調査によれば「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに賛成というものは12.7%となり、どちらかといえば賛成と言うものを加えても半数を割っている。しかし男性や、年齢の高いもの間ではまだまだこの考えを支持するものが多い(資料8)。

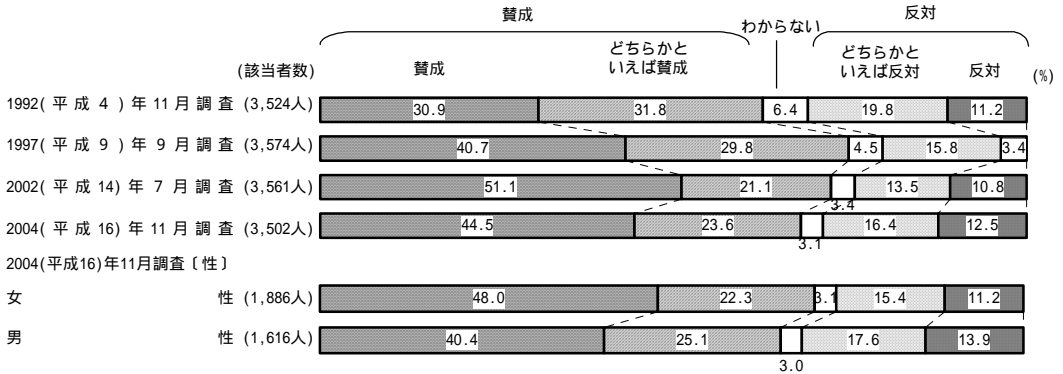
共働きの世帯が増えてもこうした考え方が強く、総務省統計局の「社会生活基本調査」で見ても共働き世帯の夫の家事時間は1日25分で妻の4時間12分と大きく異なっており、現実の性的役割分担は健在である。

しかし、妻の就業については先にも見たとおり、同じ調査でも「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」と考えるものが多くなり、「子供ができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」というものと並んでいる。注目されるのは男性たちが子供ができて継続就業が良いとするものが多くなり、女性の方が子育てで中断し、再就職する方がよいと考えるものが多いことである。子供が生まれるまで、結婚まで働けばよいと考えるものは男女とも少数に留まっている。雇用環境の変化により夫の収入だけに頼ることがリスクになって来ていることが反映しているのであろう。(資料9)

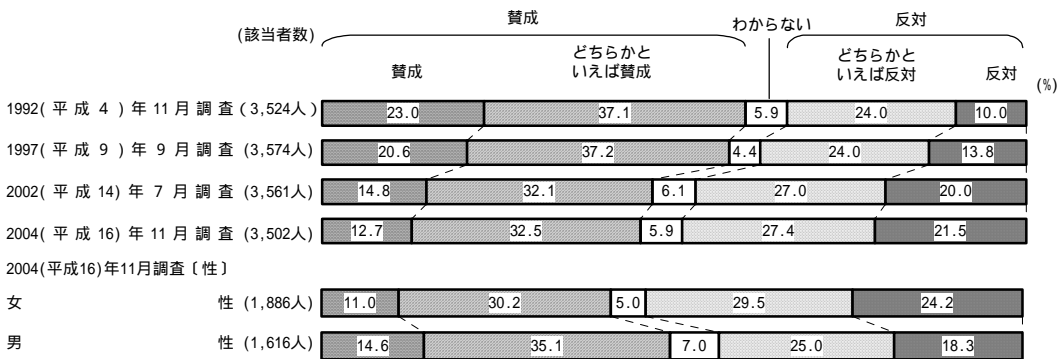
結び

このように60年代と21世紀を比較すると、教育・家庭・結婚・出産に関わる女性の意識も行動も着実に変化してきているが、職場・職業の分野は十分には変化していない。21世紀を真に豊かな社会としていくために、男女の働き方を再構築することが改めて必要となっている。

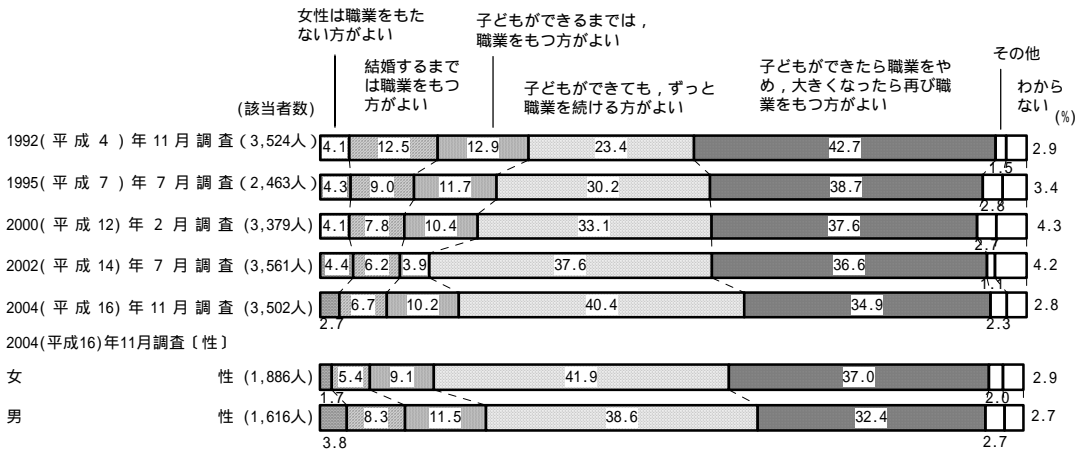
(資料7) 「結婚は個人の自由であるから、結婚してもしなくてもどちらでもよい」という考え方について



(資料8) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について



(資料9) 女性が職業をもつことについて



出典：「男女共同参画社会に関する世論調査(2004(平成16)年11月)